

(9) 施設等整備費補助金について

R1 介護保険施設等集団指導	
令和2年2月17日	市資料 9-1

函館市では、介護施設等の整備に対し、国または北海道の交付金を活用するほか市費単独の補助を行っています。

国・道の交付金を活用した補助については、施設等設置者から提出された事業計画を基に庁内協議し、国・道と補助協議の結果、採択されたものが対象となります。市費単独の補助については、審査会に諮り、結果、採択されたものが対象となります。

補助整備を検討される場合については、早い段階で当課へ相談願います。

I 函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助金について

国および北海道の間接補助等により施設または設備の整備に対し補助を行います。

主な概要については、以下のとおりです。(補助対象となる施設種別や補助金額等については令和元年度のものです。令和2年度以降、変更する場合があります。)

(1) 介護サービス提供基盤等整備事業費交付金を活用した事業【北海道補助事業】

ア 対象事業

(ア) 特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援

対象施設：特別養護老人ホーム

補 助 額：734 千円×整備床数

(イ) 特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援

対象施設：特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院

補 助 額：個室からユニット化へ改修 1,190 千円×整備床数

多床室からユニット化へ改修 2,380 千円×整備床数

(ウ) 介護療養型医療施設から介護医療院等への転換整備支援

対象施設：介護療養型医療施設から転換される介護医療院等の施設

補 助 額：創設 2,240 千円、改築 2,770 千円、改修 1,115 千円 × 転換前床数

(エ) 介護療養型医療施設から介護医療院等への転換準備支援

対象施設：(ウ) に同じ

補 助 額：219 千円×転換前床数

※ このほか道補助事業のメニューには施設の創設もありますが省略しています。

イ 例年の事務スケジュール

① 整備前年度9月下旬～10月上旬…市から施設等へ新年度の所要額調査

② 整備前年度3月下旬～4月上旬…市から道へ新年度の補助協議計画書を提出
※①の所要額調査時に提出の無いものは調整対象・不採択の場合有り

③ 6月上旬(②の概ね2か月後)…道から市へ補助内示

④ 9月中旬(③の北海道補助内示後に補正予算を計上)…市から施設等へ補助内示

⑤ 9月下旬(④の市補助内示後)…補助金交付申請～補助金交付決定

工事等の入札～工事着工～工事完了～完了検査
補助金の実績報告～補助金の額の確定
～補助金の交付

☆ その他、不定期に新規事業等の補助協議があります。

(2) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用した事業【国補助事業】

ア 対象事業

(ア) 既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

対象施設：軽費老人ホーム・有料老人ホーム・小規模多機能型居宅介護事業所・
看護小規模多機能型居宅介護事業所・生活支援ハウス

補 助 額：スプリンクラー設備(1,000 m²未満)…9,710 円/m²,

消火ポンプユニット 2,440 千円以内

自動火災報知設備(300 m²未満)…1,080 千円以内

消防機関へ通報する火災報知設備(500 m²未満)…325 千円以内

(イ) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

利用者等の安全確保等の観点から行う大規模修繕等

〈例〉防災対策に配慮した避難経路等の整備、防災対策上必要な補強改修工事
や設備(非常用自家発電設備など)の整備など (資料「認知症高齢者グループ
ホーム等防災改修等支援事業の取扱いについて〔国資料〕」参照)

対象施設：地域密着型特別養護老人ホーム・小規模ケアハウス・小規模介護老人
保健施設・小規模介護医療院・小規模養護老人ホーム・認知症高
齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所

補 助 額：補助下限 80 万円(非常用自家発電設備は下限なし),

地域密着型特別養護老人ホーム・小規模ケアハウス・小規模介護老人
保健施設・小規模介護医療院…15,400 千円以内

その他の施設…7,730 千円以内

(ウ) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

対象施設：[広域型施設等] 特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・介護老人保
健施設・介護医療院・養護老人ホーム

補 助 額：補助下限 500 万円(燃料タンクを除く), 補助上限なし,

補助率 3/4(国 1/2, 市 1/4, 事業者 1/4)

(エ) 高齢者施設等の給水設備整備事業

対象施設：[広域型施設等] 特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・介護老人保

健施設・介護医療院・養護老人ホーム

[地域密着型施設等] 地域密着型特別養護老人ホーム・小規模ケアハ
ウス・小規模介護老人保健施設・小規模介護医療院・小規模養護老人
ホーム・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護
事業所

補助額：補助下限 500 万円(地域密着型施設等は下限なし)，補助上限なし，
補助率 3/4(国 1/2, 市 1/4, 事業者 1/4)

(才) 高齢者施設等の防犯対策および安全対策強化事業

点検の結果 (資料「社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検について [国資料]」参照)，問題のあるブロック塀等の改修。撤去のみは対象外。

対象施設：[広域型施設等] 特別養護老人ホーム・老人短期入所施設・軽費老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・養護老人ホーム・有料老人ホーム・通所介護事業所・在宅複合型施設

[地域密着型施設等] 地域密着型特別養護老人ホーム・小規模老人短期入所施設・小規模ケアハウス・小規模介護老人保健施設・小規模介護医療院・小規模養護老人ホーム・小規模有料老人ホーム・地域密着型通所介護事業所・認知症対応型通所介護事業所・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所・定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所・夜間対応型訪問介護事業所・地域包括支援センター・生活支援ハウス・施設内保育施設

補助額：補助下限なし，補助上限なし，
補助率 3/4(国 1/2, 市 1/4, 事業者 1/4)

イ 例年の事務スケジュール

- ① 整備前年度 2 月下旬～3 月上旬…市から施設等へ整備意向を照会，
市から国へ新年度の補助協議計画書を提出
- ② 7 月中旬(①の概ね 4 か月後)…国から市へ補助内示
- ③ 9 月中旬(②の国補助内示後に補正予算を計上)…市から施設等へ補助内示
- ④ 9 月下旬(③の市補助内示後)…補助金交付申請～補助金交付決定
工事等の入札～工事着工～工事完了～完了検査
補助金の実績報告～補助金の額の確定
～補助金の交付

☆ その他，不定期に新規事業等の補助協議があります。

(3) 資料

- ・ 函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助金交付要綱 [市要綱]
- ・ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の取扱いについて [国資料]
- ・ 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検について [国資料]

II 函館市社会福祉施設等整備費補助金について

社会福祉施設の特別養護老人ホームなどの創設等が対象となります。函館市の福祉計画等に基づく事業で，市が選定した法人により実施されるものまたは施設の老朽化等により施設整備が必要と認められる事業が対象となります。

概要については，以下のとおりです。(補助対象となる施設種別や補助金額等について

は、変更する場合があります。)

(1) 対象施設種別

養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウスに限る。)

(2) 対象整備区分

創 設：新たに施設を整備すること。

増 築：既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

増改築：既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに、既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。

改 築：既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。

拡 張：既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。

(3) 補助対象経費

施設整備に必要な工事費または工事請負費および工事事務費

(4) 補助額等

補助対象経費等の額に3/4を乗じて得た額を予算の範囲内で調整した額。

※ 補助額は、施設等の種類、整備区分や工事の内容により異なります。詳しくはお問い合わせ下さい。

(5) 事務スケジュールの例

① 法人での施設整備計画時…法人から市へ整備相談等

② 補助金交付申請の概ね1年前…法人から市へ事前審査申請の提出

③ 事前審査申請の概ね3か月後…審査会での採択

④ ③の審査会採択後の直近の市議会定例会に予算を計上…市から法人へ補助内示

⑤ ④の市補助内示後…補助金交付申請～補助金交付決定

工事等の入札～工事着工～工事完了～完了検査

補助金の実績報告～補助金の額の確定～補助金の交付

(6) 資料

- ・ 函館市社会福祉施設等整備費補助金交付要綱 [市要綱]

函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域密着型サービス拠点等を整備する場合における当該整備等に要する経費に係る補助金の交付に関し、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和43年函館市条例第5号）、社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和43年函館市規則第17号）および函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、函館市介護保険事業計画に基づき、別表の施設等を設置する者で、市長が適当と認めた者（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 認知症対応型デイサービスセンター（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号。以下「省令」という。）第4条第3号に規定する認知症対応型通所介護の事業を行う施設をいう。以下同じ。）を整備する事業
- (2) 小規模多機能型居宅介護事業所（省令第4条第4号に規定する小規模多機能型居宅介護の事業を行う拠点をいう。以下同じ。）を整備する事業
- (3) 認知症高齢者グループホーム（省令第4条第5号に規定する認知症対応型共同生活介護の事業を行う施設をいう。以下同じ。）を整備する事業
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護事業所（省令第4条第6号に規定する複合型サービスの事業を行う拠点をいう。以下同じ。）を整備する事業
- (5) 地域密着型特別養護老人ホーム（省令第5条第1号に規定する特別養護老人ホームであって、その入所定員が29人以下であるもの

をいう。以下同じ。) を整備する事業

(6) 既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業

ア 小規模多機能型居宅介護事業所

イ 有料老人ホーム

(7) 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所または地域密着型特別養護老人ホームを整備しようとする事業者に対する施設の開設等準備に係る事業

ア 開設前の看護・介護職員等の雇い上げ費用（最大6ヶ月まで）

イ 開設のための普及啓発費

ウ 職員の募集経費

エ 開設に当っての周知・広報費用（パンフレット等のPR費用）

オ 開設準備事務経費

カ その他開設の準備に必要な経費（備品購入費等）

(8) 介護療養型医療施設の介護医療院への転換をしようとする事業者に対する施設の転換準備に係る事業

ア 転換前の看護・介護職員等の雇い上げ費用（最大6ヶ月まで）

イ 転換のための普及啓発費

ウ 職員の募集経費

エ 転換に当っての周知・広報費用（パンフレット等のPR費用）

オ 転換準備事務経費

カ その他転換の準備に必要な経費（備品購入費等）

(9) 既存の特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修を支援する事業

(10) 介護療養型医療施設から転換して介護医療院の改修整備（既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。）をする事業

(11) 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修等の防災補強改修および利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業

- ア 認知症高齢者グループホーム
- イ 小規模多機能型居宅介護事業所
- ウ 地域密着型特別養護老人ホーム

(12) 高齢者施設等の非常用自家発電設備の整備をする事業

- ア 特別養護老人ホーム

(13) 高齢者施設等の防犯対策および安全対策を強化するためブロック塀等改修整備をする事業

- ア 経費老人ホーム

(補助対象経費、基準額、および補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費および基準額は、別表のとおりとする。

ただし、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収または整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎、車庫または倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設等整備費として適當とは認められない費用

2 補助金の交付額は、前条各号に掲げる事業ごとに、別表に定める基準額（前項の規定により加算される額がある場合は、当該額を加えた額）と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額に別表に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）とする。

ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に基づき交付される交付金または地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の額（第3条第13号の事業の場合は、同交付金の額に2分3を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。））を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式の申請書（第3条第7号および8号の場合は別記第2号様式）に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 第3条第1号から第5号までおよび第7号に掲げる事業を行う場

合

- ア 事業整備計画書（別記第3号様式）
- イ 事業スケジュール
- ウ 事業整備申請額内訳書（別記第4号様式）
- エ 収支計画書（別記第5号様式）
- オ 設計図書
- カ 土地登記事項証明書
- キ 貸貸借契約書等の写し。ただし、借地上の建築物を増改築する場合は、土地所有者の承諾書の写し。
- ク 土地売買契約書または仮契約書の写し（購入予定の場合に限る。）
- ケ 補助事業者の定款、規約、役員履歴および収支予算書
- コ 事業運営方針等の書類
- サ 直前3年の損益計算書および貸借対照表またはこれらに準ずる資産状況を示す資料
- シ 別に国または他の地方公共団体から助成を受け、または受けようとする場合には、その助成内容を記載した書類
- ス その他市長が必要と認める書類または図書

（2）第3条第6号および第8号から第13号までに掲げる事業を行う場合

- ア 事業整備計画書（別記第3号様式）
- イ 事業スケジュール
- ウ 事業整備申請額内訳書（別記第4号様式）
- エ 設計図書
- オ 別に国または他の地方公共団体から助成を受け、または受けようとする場合には、その助成内容を記載した書類
- カ その他市長が必要と認める書類または図書
(補助金の決定の通知)

第6条 交付規則第10条の規定による通知は、別記第6号様式によりするものとする。

（交付の条件）

第7条 補助金の交付決定には、交付規則第9条第1項各号に掲げる条

件のほか、同条第2項の規定に基づき必要と認める条件を付するものとする。

(補助事業の変更等の申請)

第8条 交付規則第9条第1項の規定により交付決定に付された条件に基づく変更、中止等の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 交付規則第9条第1項第1号の規定による変更の申請 別記第7号様式
- (2) 交付規則第9条第1項第2号の規定による中止または廃止の申請 別記第8号様式

(事業着手等の手続)

第9条 補助事業者は、事業に着手したときは、事業着手届（別記第9号様式）を、当該事業が完了したときは、事業完了届（別記第10号様式）をそれぞれ速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付規則第17条に規定する補助事業等実績報告書は、別記第11号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業精算書（別記第12号様式）
- (2) 事業実績内訳書（別記第13号様式）
- (3) 精算額算出調書（別記第14号様式）

(補助金の額の確定通知)

第11条 交付規則第18条第2項の規定による通知は、別記第15号様式によりするものとする。

(仕入控除税額の報告等)

第12条 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第16号様式の報告書により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部、一社、一所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本社、本所等の本部で消費税および地方消費

税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年3月13日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年3月12日から施行する。
- 3 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成22年3月16日から施行する。
- 5 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成22年11月4日から施行する。
- 7 この要綱は、平成22年11月26日から施行する。
- 8 この要綱は、平成23年2月25日から施行する。
- 9 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成24年6月29日から施行する。
- 11 この要綱は、平成24年9月25日から施行し、第3条(5)の規定は、同年4月1日から適用する。
- 12 この要綱は、平成24年10月9日から施行する。
- 13 この要綱は、平成24年12月18日から施行する。
- 14 この要綱は、平成25年3月13日から施行する。
- 15 この要綱は、平成25年6月27日から施行する。
- 16 この要綱は、平成25年9月17日から施行し、別表(第4条関係)の規定は、同年4月1日から適用する。
- 17 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 18 この要綱は、平成26年8月1日から施行し、別表(第4条関係)の規定は、同年4月1日から適用する。
- 19 この要綱は、平成27年9月11日から施行し、別表(第4条関係)の規定は、同年4月1日から適用する。

20 この要綱は、平成28年9月13日から施行し、同年4月1日から適用する。

21 この要綱は、平成29年1月12日から施行する。

22 この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

23 この要綱は、平成30年12月10日から施行する。

24 この要綱は、平成31年3月6日から施行する。

25 この要綱は、令和元年9月12日から施行する。

別表（第4条関係）

施設等の種類	基 準 額	対象経費	補助率
認知症対応型デイサービスセンター	14,500千円	施設等の整備に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）	10/10
小規模多機能型居宅介護事業所	41,812千円		
認知症高齢者グループホーム	32,000千円		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	32,000千円		
地域密着型特別養護老人ホーム	4,270千円×定員数		
既存の小規模福祉施設等においてのスプリンクラー設備等を整備する事業		施設等の整備に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）	10/10
スプリンクラー設備			
1,000m ² 未満の場合	9,260円(対象施設ごと1m ² あたり)×延床面積(m ²)		
1,000m ² 未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,260円(対象施設ごと1m ² あたり)×延床面積(m ²)(加算) 消火ポンプユニット等を設置する場合 2,320千円		
300m ² 未満の小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホームに自動火災報知設備を整備する場合	1,030千円 (対象施設ごと)		
500m ² 未満の小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホームに消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	310千円 (対象施設ごと)		
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所または地域密着型特別養護老人ホームを整備しようとする事業者に対する施設の開設等準備に係る事業	621千円×定員数 <small>小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数</small>	施設等の円滑な開設等に必要な需用費、使用料および賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料または工事請負費	10/10
介護療養型医療施設の介護医療院への転換をしようとする事業者に対する施設の転換準備に係る事業	200千円×転換床数	介護療養型医療施設の円滑な転換に必要な需用費、使用料および賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料または工事請負費	10/10

既存の特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修を支援する事業	700千円×整備床数	改修に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）	10/10
介護療養型医療施設から転換して介護医療院の改修整備（既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。）をする事業	改修 964千円×転換床数	改修に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）	10/10
認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全性確保の観点から行う防災改修等を実施する事業	認知症高齢者グループホームおよび小規模多機能型居宅介護事業所 地域密着型特別養護老人ホーム	7,730千円×1施設 14,700千円×1施設	整備に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）
高齢者施設等の非常用自家発電設備の整備をする事業	特別養護老人ホーム	9,180千円×1施設	整備に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）
高齢者施設等の防犯対策および安全対策を強化するためブロック塀等改修整備をする事業	軽費老人ホーム	右記対象経費同額	整備に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）

別記第1号様式（第5条関係）

函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助金交付申請書

函館市長様

年 月 日

住 所
申請者 法人名
代表者名

印

地域密着型サービス拠点整備事業等に関し、補助金の交付を受けたいので、函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の種類

- (1) 認知症対応型デイサービスセンターを整備する事業
- (2) 小規模多機能型居宅介護事業所を整備する事業
- (3) 認知症高齢者グループホームを整備する事業
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備する事業
- (5) 地域密着型特別養護老人ホームを整備する事業
- (6) 既存の小規模福祉施設においてスプリンクラー設備等を整備する事業
- (9) 既存の特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修を支援する事業
- (10) 介護療養型医療施設から転換して介護医療院の改修整備（既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。）をする事業
- (11) 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修等の防災補強改修および利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業
- (12) 高齢者等の非常用自家発電設備の整備をする事業
- (13) 高齢者施設等の防犯対策および安全対策を強化するためブロック塀等改修整備をする事業

※該当する番号を○で囲むこと。

2 補助事業の目的およびその概要

3 補助事業の着手および完了の予定期日

着手 年 月 日
完了 年 月 日

4 補助事業に要する経費 金 円

5 補助金交付申請額 金 円

別記第2号様式（第5条関係）

函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助金交付申請書

年　月　日

函館市長 様

住 所
申請者 法人名
代表者名 印

地域密着型サービス拠点整備事業に関し、補助金の交付を受けたいので、函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の種類

- (7) 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所または地域密着型特別養護老人ホームを整備しようとする事業者に対する施設の開設等準備に係る事業
(8) 介護療養型医療施設の介護医療院への転換をしようとする事業者に対する施設の転換準備に係る事業

※該当する番号を○で囲むこと。

2 補助事業の目的およびその概要

3 補助事業を利用する事業所の開設予定日、事業の着手および完了予定期日

着 手	年	月	日
完 了	年	月	日
開設予定日	年	月	日

4 補助事業に要する経費 金 円

5 補助金交付申請額 金 円

別記第3号様式（第5条関係）

事業整備計画書

1 申請者

ふりがな 法人名			
法人所在地			
代表者	職名	担当者	職名
	ふりがな 氏名		ふりがな 氏名
	電話		電話
			FAX

2 補助事業の内容等

(1) 事業概要

ア 施設等の名称			
イ 構 造			
ウ 延べ床面積	m ²		
エ 定 員 数	人		
オ 事業開始（予定）年月日	年 月 日		

(2) 補助区分（該当する区分を○で囲む）

事業所の整備		スプリンクラー設備等		施設の開設等の準備		転換準備事業		介護療養型医療施設へのプライバシー		防災改修等支援		高齢者施設等非常用自家発電設備整備事業		等高改修施設等プロック塀
デイサービスセンター	認知症対応型	小規模多機能型居宅介護事業所	認知症高齢者ホーム	看護小規模多機能型居宅介護事業所	地域密着型養護老人ホーム	小規模多機能型居宅介護事業所	有料老人ホーム	介護療養型医療施設の改修事業	介護多床室への転換	介護療養型医療施設の整備事業	地域密着型養護老人ホーム	小規模多機能型居宅介護事業所	認知症高齢者ホーム	高齢者施設等非常用自家発電設備整備事業

※注：借地上の建築物を増改築する場合は、土地所有者の承諾書の写しを添付すること。

3 用地の確保状況等

所 在 地	函館市					
地 番						
地 目						
地 積	m ²	m ²	m ²	m ²	合計 m ²	
都市計画法区分	ア 市街化区域 イ 市街化調整区域 ウ 都市計画区域外					
用 途 地 域						
農地転用の要否						
取 得 形 態 等	①法人への贈与 ②法人が購入 ③法人が取得済 ④借地（ ）					
①で現所有者と法人代表者が異なる場合のその関係						
②について	仮売買契約の有無	有・無()		購入予定額(千円)		
	購入資金の贈与者					
④について	賃借契約の有無	有・無()		賃借料(千円)		
	土地 所 有 者			賃借期間		
	土地使用の権限等	地上権 賃借権		設定なし		
	設 定 状 況	その他()				

注：補助事業の種類(6), (8)～(13)を行う場合は、記載は不要。

4 設備整備に係る事業の目的および内容

品目	数量	規格	単価	金額	整備目的および必要理由
			円	円	
計					

注：補助事業の種類(6), (8)～(13)の事業を行う場合は、記載は不要。

5 整備費等

(1) 整備費内訳

ア 様々な事業の種類(1)～(6), (9)～(13)の場合

(単位：千円)

区分	金額	備考
本体工事費		
主体工事費		
工事事務費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
その他の工事費		
合 計		

イ 様々な事業の種類 (7), (8)の場合

(単位：千円)

区分	金額	備考
設備整備費		
人件費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料および賃借料		
備品購入費		
工事請負費		
その他の経費		
合 計		

(2) 財源内訳

施設等の種類 ()

(単位：千円)

市補助金	事業者負担金					合計
	うち国庫交付金 もしくは道基金	寄付金	自己資金	福祉医療 機構	借 入	

(3) 法人自己資金等に係る財源

	金額	負担者	負担方法
建設費	千円		寄附・施設会計等繰入・その他
運用財産基金	千円		寄附・施設会計等繰入・その他
土地取得費	千円		寄附・施設会計等繰入・その他
借入償還金	千円		寄附・施設会計等繰入・その他
その他	千円		寄附・施設会計等繰入・その他

6 施工計画

- ア 直営・請負の別
イ 契約年月日

7 周辺への影響、住民意見等の状況

区分	内容
建設中および建設後、近隣住民に対して影響が想定される事項および対応策	(影響が想定される事項) (対応策)
施設建設に対する近隣住民・町会の意見等	(説明時期・方法) (住民・町会の意見等)

注：近隣住民は、隣接地および6m未満の道路を挟む敷地の土地・建物の所有者とする。

注：補助事業の種類(6), (8)～(13)の事業を行う場合は、記載は不要。

8 土地利用規制に係る許認可等

規制法令等	許認可等の名称	所管部課の名称	備考

注：補助事業の種類(6), (8)～(13)の事業を行う場合は、記載は不要。

9 建築関係に係る許認可等

規制法令等	許認可等の名称	所管部課の名称	備考

※注：補助事業の種類(6)，(8)～(13)の事業を行う場合は、記載は不要。

10 施設の管理者との協議状況等

区分	所管部・課の名称	協議状況・課題等
水道		
排水		
道路		
環境衛生施設		
緑地		
駐車場		
消防		

11 その他の関係書類

注 関係書類として、財産目録、施設整備見積書、建設図面（付近見取図、配置図、平面図）等必要に応じて添付すること。

別記第4号様式(第5条関係)
 (補助事業の種類(1)～(6), (9)～(13)の場合)

事 業 整 備 申 請 額 種 別 内 記 書

法人の名称

区分	項目	総事業費 A	対象経費の実 支出(予定)額 B(≤A)	寄附金その 他の収入額 C	差引額 D(=A-C)	算定基準による算定額			補助基準額 H
						定員等 E	単価 F	基本額 G(=E×F)	
	本体工事費								
	補助対象経費								
	設備整備費								
	その他の工事費								
	小計								
	補助対象外工事費								
	備品費								
	その他の経費								
	小計								
	合計								

注1：補助対象経費のうちの備品費は、補助対象となつている場合のみ記入すること。
 2：H欄には、B欄、D欄およびG欄のうち最も少ない額に補助率を乗じて得た額を記入すること。

別記第4号様式(第5条関係)
(補助事業の種類(7), (8)の場合)

事 業 整 備 申 請 請 領額 内 訳 書

法人の名称

区分	項目	総事業費 A	対象経費の支 出(予定)額 B(≤ A)	寄附金その 他の収入額 C	差引額 D (= A - C)	施設等の種類			算定基準による算定額 E	定員等 F	単価 G (= E × F)	基本額 H
						施設等の種類	算定基準による算定額 E	定員等 F				
	設備整備費											
	補助対象経費											
	小計											
	補助対象外工事費											
	小計											
	補助対象外経費											
	小計											
	合計											

注: 補助対象経費のうちの備品費は、補助対象となっている場合のみ記入すること。

別記第5号様式（第5条関係）

収支計画書

(1)

(単位：千円)

	科目	年度	年度	年度		年度
経常収入	介護保険収入					
	利用料収入					
	営業費収入					
	経常経費補助金収入					
	借入金元金償還補助金収入					
計 ①						
経常支出	人件費支出					
	事務費支出					
	事業費支出					
	借入金利息支出					
	減価償却費 ②					
計 ③						
収支差額 ④ (①-③)						

(2)

減価償却費等⑤ (②+④)					
借入金元金償還金⑥					
元金償還金()					
元金償還金()					
差引 (⑤-⑥)					
借入金残高					

注： 収支計画の期間は、概ね20年間とすること。

注： A3版にて作成すること。

注： 減価償却が発生しない場合（リース等で対応）は（2）の記載は不要

別記第6号様式（第6条関係）

函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助金交付決定通知書

函 福 監・函 福 介
年 月 日

補助事業者 住 所
法 人 名
代 表 者 名

函館市長 印

補助事業の名称 函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助事業
(事業)

年 月 日付で申請のあった上記補助事業に係る補助金の交付については、内容審査の結果、次のとおり決定したので、函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助金交付要綱第6条の規定により通知する。

記

1 この補助事業に要する経費および補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	補助金の額
円	円

2 この補助事業の完了期限は、 年 月 日とする。

3 補助金の交付予定期は、次のとおりとする。

(※いずれか一つを指示すること。)

※ 補助事業等実績報告書提出後、補助金の額の確定後において交付するものとする。

※ 函館市補助金等交付規則第9条第1項ただし書の規定により、次のとおり概算払いとする。

月 金 円

4 次の条件を承知されたい。

- (1) この通知に係る補助金の交付の決定またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。
- (2) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 補助事業を行うために建設工事の完了を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (4) 補助事業を行うために締結する契約手続きについては、市が行う公共事業に準じた取扱いとしなければならない。
- (5) 次の場合には、速やかに市長に報告して、その承認または指示を受けること。
 - ア 補助事業の内容の変更（補助事業に要する経費の10分の1以内の増減を除く。）をする場合
ただし、第3条の各項に規定する補助対象事業間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
 - イ 補助事業を中止し、または廃止する場合
 - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となつた場合
- (6) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の事情が生じたときは、この決定の全部または一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
- (7) 補助事業の遂行にあたっては、この内容の決定およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもってこれにあたること。
- (8) 補助事業の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。
- (9) 補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。
- (10) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。
 - この場合、補助金の額の確定後においても同様とする。
 - ア この補助金を他の用途に使用したとき。
 - イ この補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - ウ 法令または函館市補助金等交付規則もしくは函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助金交付要綱に基づく市長の措置に違反したとき。
 - エ 天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情変更により、補助金の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。

- オ 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- カ 補助金の交付の決定をした年度中に社会福祉法人、その他の法人の設立がなされなかつたとき。
- キ その他市長が補助の目的を達成することができないと認めたとき。

- (11) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を市長に納付しなければならない。
- (12) この決定を受けた者は、この決定に基づく補助金の交付の対象経費と重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金または日本自転車振興会、日本小型自動車振興会もしくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
- (13) 補助事業を行うために締結する契約の相手方およびその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (14) 市長の承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、市長は、その交付した補助金の全部または一部に相当する額を納付させることができる。
- (15) 補助事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに事業により取得し、または効用の増加した価格が 30 万円以上の機械および器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を得ないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはならない。
- (16) 補助事業者は、この補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、これを補助事業の完了の日から事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する年度の翌年度の初日から 5 年間保存しなければならない。
- (17) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第 16 号様式の報告書により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一社、一所等であつて、自ら消費税および地方消費税の申告を行はず、本社、本所等の本部で消費税および地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。また、当該報告があった場合、市長は、当該消費税および地方消費税の申告に係る仕入控除税額の全部または一部を市に納付させることができる。
- (18) 補助対象事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

別記第7号様式（第8条関係）

函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助金交付決定変更承認申請書

年　月　日

函館市長様

住 所
補助事業者 法人名
代表者名

印

補助事業の名称 函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助事業
(事業)

上記の補助事業に対し、 年　月　日 をもって補助金の交付の決定を受けましたが、その内容等に変更を生じましたので、承認または指示を受けたく、函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

(変更の理由)

(変更の内容)

(補助事業に要する経費)

変更前	金	円
変更後	金	円

(補助金の額)

変更前	金	円
	(うち領収済額 金	円)
変更後	金	円

(補助事業の完了期限)

変更前	年	月	日まで
変更後	年	月	日まで

注1 この様式は、補助金の交付の決定を受けた後、内容等に変更を生じた場合に使用すること。

2 変更の理由および内容は、詳細に記載すること。

3 その他必要と認めた書類を添付すること。

別記第8号様式（第8条関係）

中止

函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助事業 申請書

廃止

年 月 日

函館市長様

住 所
補助事業者 法人名
代表者名

印

補助事業の名称 函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助事業
(整備事業)

上記の補助事業に対し、 年 月 日 をもって補助金の交付

中止

の決定を受けましたが、その計画を次の理由により したいので、函館市地域密
廃止

着型サービス拠点整備費等補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて

申請します。

(中止または廃止の理由)

別記第9号様式（第9条関係）

事 業 着 手 届

年 月 日

函館市長 様

補助事業者 住 所
法人名
代表者名

印

下記のとおり事業に着手しましたので、届け出ます。

記

1 事 業 名

2 事業の実施場所

3 着 手 年 月 日

別記第10号様式(第9条関係)

事 業 完 了 届

年 月 日

函館市長様

補助事業者 住 所
法人名
代表者名

印

下記のとおり事業が完了しましたので、届け出ます。

記

1 事 業 名

2 事業の実施場所

3 着 手 年 月 日

4 完 了 年 月 日

別記第11号様式（第10条関係）

函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助金実績報告書

年　月　日

函館市長様

住 所
補助事業者 法人名
代表者名

印

補助事業の名称 函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助事業
(整備事業)

年　月　日　　をもって補助金の交付の決定を受けた上記の補助事業は、年　月　日完了したので、函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助金交付決定通知額 金 円

補助金領収済額 金 円

補助金領収未済額 金 円

別記第12号様式(第10条関係)

事業精算書
補助事業名 函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助事業
(整備事業)

収入の部

会計名	大区分	中区分	小区分	予算額		精算額	内訳		備考
				当初	更正後の額		収入済額	収入未済額	
合計									

支出の部

会計名	大区分	中区分	小区分	予算額		精算額	内訳		備考
				当初	更正後の額		支出済額	支出未済額	
合計									

上記のとおり議決予定であることを証明します。

年 月 日

法人名
代表者名

- 注1 この様式には、当該補助事業に要した経費のみを記載すること。
 2 「予算額」欄中「更正後の額」欄には、補助事業者の議決機関等における最後の更正後の額(予算の流用による更正後の額を含む。)を記載すること。
 3 「収入未済額」および「支出未済額」欄には、債権または債務が確定している額を記載し、かつ、債務者または債権者の住所氏名を「備考」欄に記載すること。
 4 「不用額」欄には、「更正後の額」(更正していない場合は、「当初」)欄に記載した額から「精算額」欄に記載した額を控除した額を記載すること。

印

別記第13号様式（第10条関係）

事業実績内訳書

1 対象事業の概要

- (1) 事業の名称および所在地
- (2) 事業の種類
- (3) 設置主体および経営主体
- (4) 入所（利用）定員

2 事業整備費に係る事業内容

- (1) 事業の規模および構造

ア 整備事業

- (ア) 敷地面積 _____ m²
- (イ) 敷地の所有関係（自己所有、借地、買収（予定）地の別）
- (ウ) 事業整備の区分（創設、増改築等の別）
- (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m², 延面積 _____ m²
- (オ) 建物の構造（_____ 造）

イ 補助事業の種類(7), (8)の整備品目内訳

品目	数量	規格	単価	金額	整備目的および必要理由
計					

- (2) 支出済事業費総額

ア 補助事業の種類(1)～(6), (9)～(13)の場合

(ア) 主体工事費 _____ 円

(イ) 工事事務費 _____ 円

　　(旅費) _____ 円

　　(需用費) _____ 円

　　(役務費) _____ 円

　　(委託料) _____ 円

(ウ) その他の工事費 _____ 円

(エ) 合計 _____ 円

(1 m²当たり _____ 円)

イ 補助事業の種類(7), (8)の場合

設備整備費	円
(人件費)	円
(旅費)	円
(需用費)	円
(役務費)	円
(委託料)	円
(使用料および賃借料)	円
(備品購入費)	円
(工事請負費)	円
(その他の経費)	円
合計	円

注：工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書、を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着手年月日
- ウ 完了年月日
- エ 事業開始年月日

注：補助事業の種類(6), (9), (13)の事業を行う場合は、エの記載は不要。

(4) 添付書類

- ア 補助事業の種類(1)～(5), (7)の場合
 - (ア) 請負の場合は、工事契約書の写し
 - 直営の場合は、支払い領収書の写し
 - 賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し
 - 購入の場合は、契約書（または請書）の写し
 - (イ) 工事完了を確認するに足りる検査済証の写し（建築基準法第7条第5項または第18条第7項の規定による検査済証）および検収調書の写し
 - (ウ) 各室ごとに室名および面積を明らかにした表（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
 - (エ) 建物平面図（建物面積を明記したもの）および立面図（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
 - (オ) 建物内外主要部分の写真
 - (カ) 工事契約金額報告書（別紙①）
- イ 補助事業の種類(6), (8)～(13)の場合
 - (ア) 請負の場合は、工事契約書の写し

直営の場合は、支払い領収書の写し

購入の場合は、契約書（または請書）の写し

- (イ) 工事完了を確認するに足りる検査済証の写し（消防法施行規則第31条の3 第4項の規定による検査済証）の写し
- (ウ) 各室ごとに室名及び建物面積を明記した建物平面図（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- (エ) 設備の主要部分の写真
- (オ) 工事契約金額報告書（別紙①）

注： 2の(1)のアの(イ)の「敷地の所有関係」において、敷地を取得する必要がある場合は、当該土地に係る譲渡契約書の写しまたは所有権者の譲渡確約書の写し、借地上の建築物を増改築する場合は、土地所有者の承諾書の写しを添付すること（交付申請に添付したものと同一の場合は省略することができる）。)

別紙①

年 月 日

函館市長様

申請者 住 所
(発注者) 法人名
代表者名

印

施工業者 住 所
(請負者) 会社名
代表者名

印

工事契約金額報告書

発注者(委託者)

と請負者(受託者)

とは 工事に係る工事請負契約(設計監理委託契約)を
次のとおり締結し、施工するとともに、補助金についてもこれに基づき算定した
ことを報告します。

区分	契約年月日	金額
当初請負契約(工事)	年 月 日	金 円
変更(追加)契約(工事)	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
設計監理委託契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

別記第14号様式(第10条関係)

精算額算出調書

法人の名称
施設等の種類

区分	事業種別	総事業費 A	対象経費 の実支出 (予定)額 B(≤A)	寄附金そ の他の収 入額 C	算定基準による算定額			補助金 交付決 定額 J	補助金 受入額 K	不用額 L (=J-I)
					定員等 E	単価 F	基本額 G (=E×F)			
1 事業整備費										
2 その他の工 事費										
事業整備費合計										
合 計										

注1 工事請負契約を締結した単位で作成すること。

2 算出にあたっては、本体、その他工事別とし、小計を設けること。

3 A欄～D欄の工事別ごとの内訳の金額とした場合には、記入は不要である。

4 A欄～D欄およびG欄～H欄の事業整備費計の欄に記入する場合は、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。

5 H欄には、B欄、D欄、G欄の合計のうち最も少ない額である欄の事業種別ごとの内訳の金額に補助率を乗じて得た額を記入すること。

別記第15号様式（第11条関係）

函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助金の額の確定通知書

年　月　日

住　所
補助事業者　法人名
代表者名　　様

函館市長　印

補助事業の名称　函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助事業
(　整備事業)

年　月　日付けで補助事業実績報告のあった上記の補助事業については、補助金の交付の決定およびこれに付した条件に適合すると認め、次のように補助金の額を確定したので、函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助金交付要綱第11条の規定により、通知する。

記

補助金の確定額　金　円

別記第16号様式（第12条関係）

年　月　日

函館市長様

住 所
補助事業者 法人名
代表者名

印

年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年　月　日　　で交付決定を受けた　　年度函館市地

域密着型サービス拠点整備費等補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕
入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助事業の名称および整備事業名

2 補助金の額の確定額または事業実績報告による精算額

金 _____ 円

3 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金 _____ 円

4 添付書類

3の消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の取扱いについて

1. 補助対象事業について

利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業については次の事業内容を補助対象とする。

区分	内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	①活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事

	<p>等</p> <p>②アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事</p>
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(9) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物(賃貸物件を含む。)のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(10) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数は、おおむね10年とする。

R1介護保険施設等集団指導
令和2年2月17日 市資料9-4

社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検について

ブロック塀等の安全点検については、責施設における各種管理規程に沿って行って下さい。安全点検を行った結果、安全性に問題が確認された場合には、速やかにブロック塀等周辺に立ち入ったりしないよう注意喚起を行う等の安全対策を講じて下さい。

なお、管理規程のみではブロック塀等の客観的な安全点検が困難な場合は、次の方法も考慮して安全点検を実施して下さい。

【実施方法の例】

※（参考1－2）社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検フロー図も参照。

1. 組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の場合、下記「（外観に基づく点検）」を行う。
2. 補強コンクリートブロック造の場合、下記「（外観に基づく点検）」を行う。また、外観に基づく点検で安全性が確認されなかった場合の安全対策の検討等に当たっては、下記「（ブロック内部の点検）」を参考にする。

なお、各点検に当たっては「建築物の既設の塀の安全点検について」（平成30年6月21日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知（以下、URL及び資料添付））を参考とする。

<http://www.mlit.go.jp/common/001239762.pdf>

（外観に基づく点検）

平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち以下の事項に問題がないか確認する。

① 高すぎないか。

（組積造は1.2m以下、補強コンクリートブロック造は2.2m以下）

※高さは地盤面から計測する。

② 厚さは十分か。

（組積造は壁頂までの距離の1/10以上、補強コンクリートブロック造は10cm（高さ2m超は15cm）以上）

③ 控え壁があるか。

（組積造は4m以下ごとに壁の厚さの1.5倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁を設ける）

④ 基礎があるか。

⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。

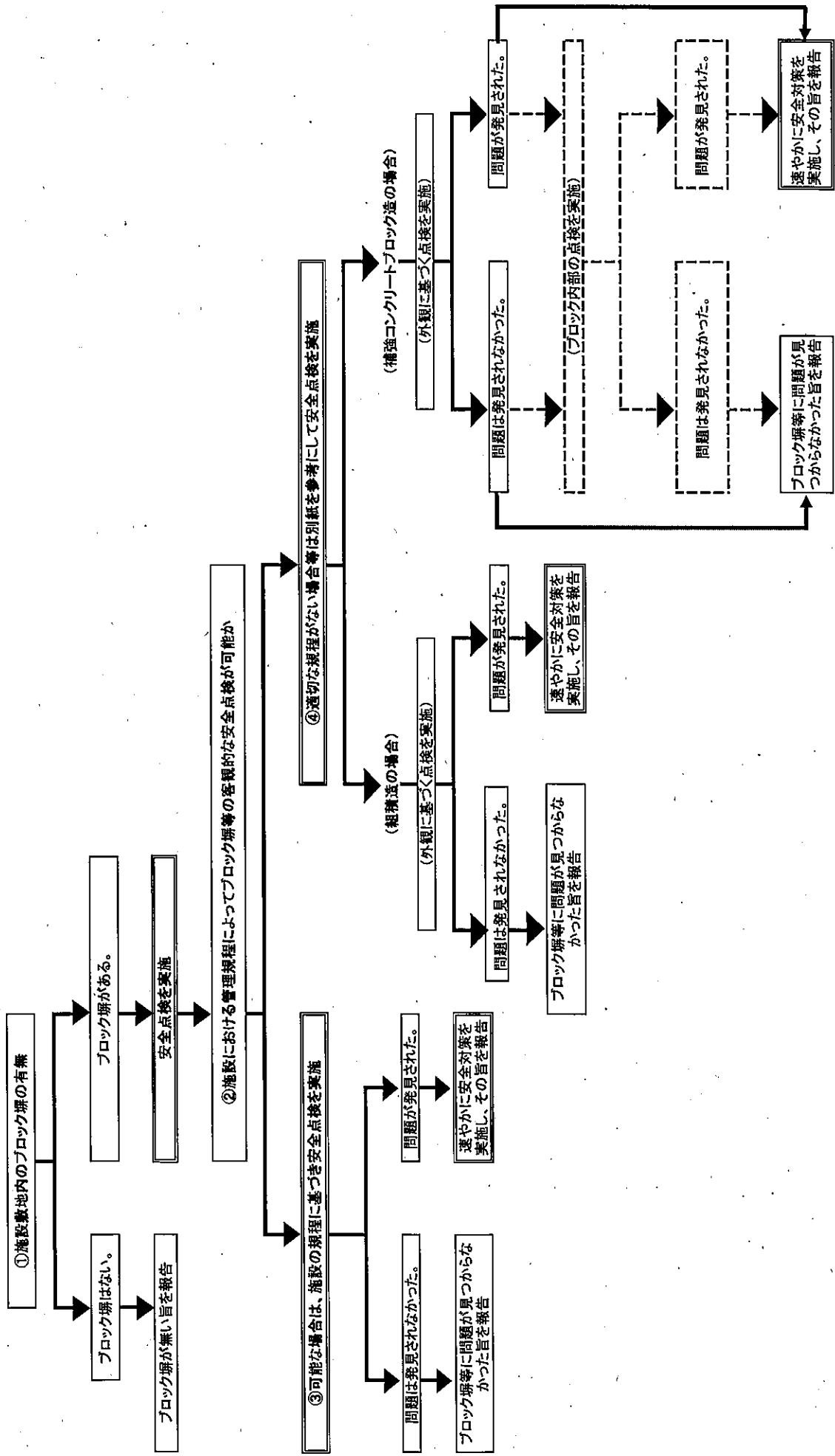
(ブロック内部の点検)

平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち以下の事項に問題がないかを設計図等やブロックの一部取外し等により確認する。

なお、ブロック内部の点検は、建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。(※ブロック内部の点検について専門家への協力の要請を行うに当たっては、次の国土交通省のホームページに掲載された問い合わせ先一覧を活用することも可能です。<http://mlit.go.jp/jutakukentiku/blockshei>)。

- ① 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。下「令」という。）第62条の6に照らして適切か。
- ② 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第62条の8に照らして適切か。
- ③ 基礎の根入れ深さは、令第61条又は令第62条の8に照らして適切か。

社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検のフロー



函館市社会福祉施設等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和43年函館市条例第5号。以下「条例」という。）、社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和43年函館市規則第17号。以下「規則」という。）および函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、社会福祉施設等の施設整備に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創設 新たに施設を整備することをいう。
- (2) 増築 既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすることをいう。
- (3) 増改築 既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備とともに、既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすることをいう。
- (4) 改築 既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすることをいう。
- (5) 拡張 既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすることをいう。
- (6) 施設整備 社会福祉施設の創設、増築、増改築、改築、拡張、大規模修繕、介護用リフト等特殊付帯工事その他市長が別に定める修繕および工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、別表1に掲げる設置者とする。ただし、社会福祉法人が創設を行う場合にあっては、補助金の交付を決定する年度中に設立認可がなされる見込みであるものを含む。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する施設整備の事業とする。

- (1) 別表1の施設種別および設置者に係る施設整備の事業
- (2) 福祉計画等に基づく事業で市が選定した法人により実施されるものまたは施設の老朽化等により施設整備が必要と認められる事業
- (3) 施設および設備が国の定める基準を満たしている事業

2 補助金の交付対象者は、補助金の交付対象となる事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表2の補助金算定表の種目ごとに同表に基づき算定される補助基準額と補助対象経費とのいずれか少ない方の額に施設種別ごとの調整率を乗じ、さらにこの額に4分の3を乗じて得た額を予算の範囲内で調整した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、別表1の保育所および幼保連携型認定こども園に係る補助金の額は、別表2の補助金算定表の種目ごとに同表に基づき算定される補助基準額の合計額と補助対象経費の合計額とのいずれか少ない方の額に4分の3（保育所および幼保連携型認定こども園の保育所部分にあっては、5分の4。ただし、防犯対策の強化に係る整備を除く。）を乗じて得た額を予算の範囲内で調整した額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、補助金の財源に国庫補助金等を充てる場合であって、市長が必要と認めるときは、当該国庫補助金等の交付額に応じて補助金の額を調整するものとする。

(事前審査)

第6条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、あらかじめ事業計画について市長の審査（以下「事前審査」という。）を受けなければならない。

2 補助事業者は、原則として補助金の交付申請の概ね1年前までに、別記第1号様式の事前審査申請書に次に掲げる書類を添付して、市長

に事前審査の申請をしなければならない。

- (1) 施設整備計画書（別記第3号様式）
- (2) 収支計画書（別記第4号様式）
- (3) 事業スケジュール
- (4) 直前3年の資金収支計算書、事業活動収支計算書および貸借対照表またはこれらに準ずる資産状況を示す資料
- (5) その他市長が必要と認める書類または図書

3 市長は、前項の申請書を受理した場合は、速やかに内容の審査を行い、事前審査が終了したときは、別記第2号様式の事前審査完了通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

（審査会）

第7条 事前審査は、市長が別に定めるところにより設置する函館市社会福祉施設整備等審査会において行うものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付申請は、補助事業者が社会福祉法人である場合は規則第2条に規定する申請書、社会福祉法人ではない場合は別記第4号様式の2の申請書により行うものとする。

2 補助事業者は、前項に定める申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 事業計画書（別記第5号様式）
- (3) 事業予算書（別記第6号様式）
- (4) 経費の配分調書（別記第7号様式）
- (5) 補助金交付申請額算出調書（別記第8号様式）
- (6) 財産目録
- (7) 貸借対照表
- (8) 収支計算書
- (9) 工事の実施設計書および図面
- (10) 別に国または他の地方公共団体から助成を受け、または受けようとする場合には、その助成の程度を記載した書類

(11) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の変更等の申請)

第9条 交付規則第9条第1項の規定により交付決定に付された条件に基づく変更、中止等の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 交付規則第9条第1項第1号の規定による変更承認の申請

別記第9号様式

(2) 交付規則第9条第1項第2号の規定による中止または廃止の申請

別記第10号様式

(補助金の交付の決定等)

第10条 市長は、補助金の交付決定をしたときは別記第11号様式の指令書を補助事業者に交付するものとする。

2 前項の指令書には、交付規則第9条第1項各号に掲げる条件のほか、同条第2項の規定に基づき必要と認める条件を付すものとする。

3 第1項の指令書による指令を受けた補助事業者は、遅滞なく別記第11号様式の2の請書を市長に提出しなければならない。

(施設整備の手続き)

第11条 補助事業者は、施設整備に係る工事に着手したときは、事業着手届（別記第12号様式）を、当該工事が完成したときは、事業完成届（別記第13号様式）をそれぞれ速やかに市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に定めるもののほか、市長が別に定める建設工事手続マニュアルを遵守し、施設整備を行わなければならない。

(実績報告)

第12条 交付規則第17条に規定する補助事業等実績報告書は、別記第14号様式によるものとし、当該報告書に添付する市長が定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 事業精算書（別記第15号様式）

(2) 事業実績報告書（別記第16号様式）

(3) 精算額算出内訳書（別記第17号様式）

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第13条 交付規則第18条第2項の規定による通知は、別記第18号様式によりするものとする。

(仕入控除税額の報告等)

第14条 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合

(仕入控除税額0円の場合を含む)は、別記第19号様式の報告書により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。また、報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月19日から施行し、改正後の別表2-1の規定は、同日以後に社会福祉法人の助成に関する条例(昭和43年函館市条例第5号)第4条の規定による助成の申請を行い、着手する事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月9日から施行する。

別表 1

施設種別	施設設置の根拠法令等	設置者
救護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人
養護老人ホーム	老人福祉法第15条第4項	
特別養護老人ホーム		
軽費老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウスに限る。)	老人福祉法第15条第5項	
生活介護、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援事業を実施する事業所および障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第2項、第83条第4項	社会福祉法人、医療法人、営利法人
短期入所および共同生活援助事業を実施する事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第2項	
放課後等デイサービス(防犯対策の強化に係る事業に限る)	児童福祉法第34条の3第2項	
福祉ホーム(防犯対策の強化に係る事業に限る)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第2項	
母子生活支援施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人
保育所	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、公益財団法人
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条	社会福祉法人、学校法人
幼稚園型認定こども園(防犯対策の強化に係る事業に限る)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項または第3項	学校法人

別表2

補助金算定表

1 種 目	2 補助基準額	3 補助対象経費
本体工事費	<p>①定員1人当たり基準単価を適用する場合 別表2-1に掲げる定員1人当たりの基準単価に定員および整備区分係数を乗じて得た額とする。</p> <p>②1施設当たり、1ユニットまたは2ユニット以上の基準単価を適用する場合 別表2-1に掲げる1施設当たり、1ユニットまたは2ユニット以上の基準単価に整備区分係数を乗じて得た額とする。</p>	<p>施設整備に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）。</p> <p>ただし、別の補助金もしくは設備整備またはこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費または工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金および適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
初度設備相当加算	<p>①定員1人当たり基準単価を適用する場合 別表2-1に掲げる定員1人当たりの基準単価に定員を乗じて得た額とする。</p> <p>②1施設当たり基準単価を適用する場合 別表2-1に掲げる1施設当たりの基準単価の額とする。</p>	初度設備整備に必要な需用費（消耗品費）、備品購入費または工事請負費
大規模修繕	市長が必要と認めた額とする。	大規模修繕に必要な工事費または工事請負費
介護用リフト等特殊付帯工事費	市長が必要と認めた額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費または工事請負費
授産施設近代化整備工事費	市長が必要と認めた額とする。	授産施設近代化の整備に必要な工事費または工事請負費
授産施設等整備工事費	市長が必要と認めた額とする。	授産施設等の整備工事費に必要な工事費または工事請負費
解体撤去工事費および仮設建物設置費	市長が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費または工事請負費および仮設施設に必要な賃借料、工事費または工事請負費
防犯対策の強化に係る整備工事費	市長が必要と認めた額とする。	防犯対策の強化に係る整備に必要な工事費または工事請負費
スプリンクラー設備等整備工事費	市長が必要と認めた額とする。	スプリンクラー設備等の整備に必要な工事費または工事請負費
上記以外に市長が特に必要と認めた施設および設備の工事費	市長が必要と認めた額とする。	当該整備に必要な工事費または工事請負費

- 〔備考〕①「補助基準額」の欄の「整備区分係数」については、別表2-1において整備区分係数が設定されていない施設整備の場合は、当該係数を1として補助基準額を算定すること。
- ②施設種別による調整率は、老人福祉施設が2、これ以外の施設が1であること。
- ③補助対象経費については、その額が総事業費からその他の収入額および移行時特別積立金を控除した額より少ないとときは、後者の額を補助対象経費の額とすること。
- ④母子生活支援については、「1人当たり」を「1世帯当たり」に読み替えること。

別表 2-1 (施設種別ごとの基準単価表)

(1) 老人福祉施設

ア 定員30人以上の施設

①整備区分ごとの係数 (整備区分係数)

施設種別	整備区分		
	創設	増築	改築
特別養護老人ホーム	1. 05	1. 05	1. 26
養護老人ホーム	1. 10	1. 10	1. 25
軽費老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウスに限る。)	1. 00	—	—
老人ショートステイ用居室 (特別養護老人ホームに併設する場合)	1. 00	1. 00	1. 00
老人ショートステイ用居室 (養護老人ホームに併設する場合)	1. 10	1. 10	1. 10

〔備考〕・上表のうち一印は、補助対象外の項目である

②基準単価表

施設種別	単位	基準単価
特別養護老人ホーム	1人当たり	2, 250, 000円
養護老人ホーム	1人当たり	2, 250, 000円
軽費老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウスに限る。)	1人当たり	2, 250, 000円
老人ショートステイ用居室	1人当たり	2, 250, 000円

イ 定員29人以下の施設

・基準単価表

施設種別	単位	基準単価
軽費老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウスに限る。)	1ユニット	20,000,000円
	2ユニット以上	40,000,000円

ウ ユニット化改修事業

・基準単価表

施設種別	単位	基準単価
特別養護老人ホーム	整備床数	1,000,000円

〔備考〕 整備区分係数は1。

(2) 救護施設

(単位：円)

施 設 種 別		基 準 単 価
救護施設	本体	5, 110, 000
	初度設備相当加算 (注) 1	80, 000
	個室整備加算	358, 000

〔備考〕①1人当たりの単価であること。

②(注)1 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で市長が必要と認めた額であること。

③整備区分係数は4／3。

(3) 生活介護、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援事業を実施する事業所および障害者支援施設

(単位：円)

施 設 種 別		基 準 単 価
生活介護、自立訓練、 就労移行支援、就労継続支 援	本体	利用定員 20人 以下 47, 100, 000
		利用定員 21人～40人 94, 800, 000
		利用定員 41人～60人 158, 100, 000
		利用定員 61人～80人 222, 000, 000
		利用定員 81人～100人 286, 200, 000
		利用定員 101人～120人 349, 300, 000
		利用定員 121人 以上 413, 400, 000
	施設入所 支援整備 加算	利用定員 20人 以下 38, 100, 000
		利用定員 21人～40人 76, 500, 000
		利用定員 41人～60人 127, 800, 000
		利用定員 61人～80人 180, 000, 000
		利用定員 81人～100人 231, 200, 000
		利用定員 101人～120人 283, 500, 000
		利用定員 121人 以上 334, 800, 000
	就労・訓練事業等整備加算 36, 300, 000	
	大規模生産設備等整備加算 119, 400, 000	
	短期入所整備加算 10, 000, 000	
	発達障害者支援センター整備加算 11, 500, 000	
	相談支援、障害児相談支援整備加算 8, 400, 000	
	居宅介護、保育所等訪問支援整備加算 5, 450, 000	
	避難スペース整備加算 31, 700, 000	

〔備考〕①1施設当たりの単価であること。

②整備区分係数は4／3。

(4) 共同生活援助事業を実施する事業所

(単位:円)

施 設 種 別		基 準 単 價
共同生活援助	本体	定員 4～10人 22,500,000
		短期入所整備加算 10,000,000
		エレベーター等設置整備加算 1,790,000
	相談支援、障害児相談支援整備加算 8,400,000	
	居宅介護、保育所等訪問支援整備加算 5,450,000	
	避難スペース整備加算 31,700,000	

〔備考〕①1施設当たりの単価であること。

②整備区分係数は4／3。